

子ども・子育て新システムに関する提言・要請

政府は、平成 22 年 9 月以降、子ども・子育て新システムについて検討を重ね、3 月 2 日、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」及び「子ども・子育て新システム法案骨子」を決定した。本会は、この機会に、新システムの実施主体の立場から、下記のとおり提言・要請するので、国におかれては、これを真摯に受け止め、適切な対応を講じられたい。

記

1 制度の周知等の徹底について

我が国において少子化対策は最優先の課題である。今後、子ども・子育て新システムを円滑に推進するため、国民の理解と関係者の協力が不可欠であり、特に保護者をはじめ、関係者にとって大きな関心事であることから、国の責任において十分な周知を行う必要がある。

国においては、法案成立後、平成 25 年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとしており、実施主体となる都市自治体においては、事業計画策定をはじめ、条例制定、システム整備、こども園（仮称）指定等の事務が発生するとともに、関係する施設においても態勢の整備等が必要であることから、新システムを本格実施するに当たって、十分な周知と準備期間が必要である。

2 恒久的財源の確保について

都市自治体が新システムの実施主体として責務を果たせるよう、国の責任において恒久的財源を確実に確保する必要がある。

3 制度の詳細等に係る意見の反映について

都市自治体は、新システムの実施主体として、地域の実情に応じた給付・事業を実施する役割を担うことから、今後、制度の詳細の検討に当たっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映させる必要がある。

4 国における所管について

すべての保育所と幼稚園がこども園（仮称）へ移行するためには、国における所管は早期に一本化する必要がある。

平成 24 年 3 月 6 日